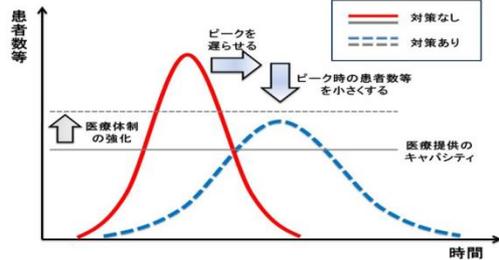


山梨県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする



知事の本来的な権限

- 県、市町村、指定(地方)公共機関が行う新型コロナウイルス等対策の総合調整
- 県民等に対する協力要請
- 市町村が行う住民接種の支援
- 政府が緊急事態宣言した場合の措置
 - ・県民の外出自粛への協力要請
 - ・施設の使用制限や催し物等の開催制限の要請、指示
 - ・必要な物資の売り渡しの要請、収用、保管命令等

役割分担

- 県 対策の中心的役割、医療対策やまん延防止等で主体的判断と対応
- 市町村 住民相談、要援護者への支援、予防接種の実施
- 医療機関 診療継続計画に基づく医療提供
- 指定地方公共機関 感染症指定医療機関やライフライン事業者等を県が指定発生時に業務実施の責務
- 登録事業者 医療従事者や県民生活の維持に寄与する事業者を国が登録特定接種対象
- 一般の事業者 業務の継続 各職場の感染予防徹底
- 県民 予防対策の理解と生活必需品の準備 発生時に個人レベルでの感染予防策を実践

発生段階ごとの対策

段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
状態	新型コロナウイルス等が発生していない状態	海外で新型コロナウイルス等が発生した状態	国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、県内での患者は発生していない状態	県内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた体制の確認・整備 ・発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の状況等の把握 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況等の情報収集 ・県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染拡大の抑制 ・患者に対する適切な医療の提供 ・まん延に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・県民生活・県民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備える ・医療体制や県民生活・県民経済の回復

策定のポイント

- 新型コロナウイルス及び新型コロナウイルスと同様の危険性のある新感染症(感染症法第6条第9項)を対策の対象と位置づけ
- 県内の発生段階を「未発生期」から「小康期」の6段階に分類し、各段階ごとの具体的な対策を記載
- 国の緊急事態宣言の際における外出制限要請など、特別措置法に盛り込まれた各種措置の運用等について記載
- 市町村が策定する「市町村行動計画」、指定地方公共機関が策定する「業務計画」の基礎となるべき事項を規定
- 策定後も最新の知見等に基づく見直しを実施

主な対策

実施体制	サーベイランス・情報収集	情報提供・共有	予防まん延防止	医療	県民生活及び県民経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県対策本部の設置 ・山梨県感染症危機管理委員会の設置 ・関係機関との連携 ・BCPの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランス ・新型コロナウイルス等の症例の把握と監視 ・最新情報の収集 ・検査体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前からの県民への周知 ・関係機関等との双方向の情報共有 ・コールセンター(電話相談)の設置 ・広報担当チーム(報道班)の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳エチケットやマスク着用等のまん延防止対策 ・予防接種の実施(特定接種、住民接種) ・不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来および入院体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・各発生段階における医療提供の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続生活関連物資の流通確保 ・要援護者への生活支援 ・各種犯罪への取締 ・埋火葬の円滑実施